

災 害 援 護 資 金 貸 付 制 度

東北大震災により、被害のあった方に対し、生活の立て直しに要する費用の貸付を行います。

1 貸付限度額

◆住居が半壊・大規模半壊の場合 170万円(250万円)

◆住居が全壊の場合 250万円(350万円)

※ () 内の金額は、被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときです。

2 貸付対象者

所得制限があります。次の表の額以下の場合が対象となります。

世帯人数	市町村民税における前年の総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とします。

3 貸付条件

◆貸付利率 無利子（連帯保証人を立てない場合は1.5%）

◆据置期間 6年間（特別の事情がある場合は8年）

◆償還期間 13年（据置期間を含む。）

◆償還方法 年賦又は半年賦、元利均等償還（繰上償還可）

4 申込み・問い合わせ先

矢板市福祉高齢課 電話0287-43-1116（直通）

Fax0287-43-5404